

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第15号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年岩手県条例第78号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 知事又は教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務であって規則又は教育委員会規則で定めるもの	当該事務に対応する法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報	1 知事又は教育委員会	法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務であって規則又は教育委員会規則で定めるもの	当該事務に対応する法第19条第8号に規定する利用特定個人情報
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。